

■ 研究発表論文

江戸から東京への意味的世界の変化と都市オープンスペースの形態的变化に関する考察

The Relationship between the Change of Semantic World and the Spatial Transformation of Urban Open Space from Edo to Tokyo.

土肥真人*

Masato DOHI

摘要：本論は江戸から東京への変動期にみられる都市オープンスペースの形態的変化を、社会的な意味生成の場としてのオープンスペースという観点から検討することを目的とする。江戸の社会は、制度的空间的に各町を構成単位としていたことから、オープンスペースは各構成単位の狭間の空間として自らを表していた。そこはまた大道芸人たちが宗教的色彩の濃い諸芸能を披露する舞台であり、意味的には中世以来の<定住一漂泊>の関係がみられる。本論の考察の結果、明治初期の東京で実施された各種芸能の禁止、統制等の文化政策は、オープンスペースの形態的変化、社会的諸制度の変化と密接に絡みつつ、江戸の意味的世界觀を変更することが明らかになった。

1. はじめに

江戸から東京への移行期、いわゆる明治維新期には、周知通り、社会的経済的文化的な変化が生じた。その重要な一部として、都市オープンスペースの形態も、江戸の分節型空間から東京の貫通型空間へと変化した¹⁾。また、この空間形態の変化は、社会制度の変化と深く絡み合いながら進行したのであった。木戸や番屋、橋に区切られ、町毎に管理を任せられ分節化していた往還や広小路や橋詰は、車両交通の激増に対応する道路になり、地租改正により官有地になり²⁾、巡邏による警備に対応する連続する空間になった³⁾。江戸のオープンスペースに生きた人々の活動の舞台であったオープンスペースが変質するのと同時に、彼ら自身もまた、貧民として道路から排除され、都市スラムを形成し、収容施設へ送り込まれた⁴⁾。居住権を失い、道路から排除され、江戸において果たしていた社会秩序維持の役割を警察に譲り、貧民として収容された人々は、しかし、江戸の社会においては、人々の日常生活に欠かせざる意味を帯びた存在であった。人間にとて空間は、単に容積、機能としてあるのではなく、意味を満たす器でもある。ある社会の人々に共有される意味が構成する諸関係は、機能や制度の諸関係とは相対的に自立しながら、意味的世界とでも呼び得る関係の総体を構成すると考えられる。本論では、江戸から東京への空間形態の変化と諸制度の変化のもたらした、人々の日常生活を構成する意味的世界への影響を、江戸のオープンスペースで大道芸を繰り広げていた人々の変遷を通じて検討し、さらに新たに現れた空間形態が新しい意味的世界とどの様な関係を生み出していったのかについて、若干の考察を加えてゆきたい。

2. 江戸の大道芸人と意味的世界

江戸の盛り場や往還で大道芸を行っていた人々は、乞胸、猿廻し、非人の様に身分として確立され、あるいは香具師、願人、角兵衛獅子等の様に同業者集団を形成していた。幕府は大道芸人の身分や同業者集団による支配関係を、オープンスペースにおける治安維持の制度として組み込んだ⁵⁾。このような身分制度を通じての支配関係への大道芸人たちの組み込みは、江戸における彼らの存在の制度上の根拠をもたらすものであったが、しかし逆に、制度上の根拠が彼らの存在全体を明らかにするものではない。乞胸、非人、その他蔑視の対象であった江戸のオープンスペースに

生きた人々が家業としていた大道芸の多くは江戸以前から存在していたのであり、江戸において制度上の根拠を与えられる以前から、存在の社会的根拠があったと考えられる。

天保13年(1842)に報告されている乞胸の家業書上には、綾取、猿若、辻放下、淨瑠璃、物真似、物説、江戸萬歳、操り、説教、仕方能、講釈、辻乞胸という12の芸があげられている⁶⁾。これらの芸能は、その起源を江戸期以前に持っている。例えば、猿若是両国広小路で見られた一人歌舞伎であるが、江戸期にややこ踊りから発展し確立された歌舞伎の源流は、古代における神との交流のための祭りの一要素であった舞から生じた踊りに発している。また、江戸萬歳は三河萬歳の流れをくむ芸能であるが、三河萬歳は更に千秋萬歳にその源を持つといわれる。千秋萬歳は正月にたいまつを手に人々を廻り繁栄寿福の詞を延べ、祝いの舞を舞つるものであり、これを行なう人々は祝言人(ほがいびと)とも唱門師(しょうもんじ)とも呼ばれた。彼らの起源も古代にまで遡り、中国から渡來した散楽の流れを汲んでいる。放下、物説、講釈も唱門師を源とする芸能である。

非人本来の家業とされたのは物貰いである。物貰いは、単に經濟的な扶助を目的とするものではなく、他者の強力を借りるという意味を有する行為であった。非人たちの間では江戸の町は数十区に分かたれ、それぞれが勧進場として近隣の非人の物貰いの場所となっていた。非人は自分の勧進場である町に慶弔があるとその家の前で祝詞や悔みを述べて錢などを受け取るのである。また、非人の妻や娘は、女太夫(正月の間は鳥追)として、三味線を持ち町を歩き祝寿の門付をして歩いていた。

江戸において、乞胸や非人、その他の大道芸人たちが行っていた芸能は、カタリやマイやオドリなどの古代の宗教的表現の上に、陰陽道の影響を受けた唱門師や中国から渡來した散樂、仏教が組み込まれ、多彩な展開を遂げた芸能の流れを汲むものなのである。

また、これらの芸能を担ったのが、諸国を漂泊する人々、散所から河原へと流れる人々であったことも重要な点である。江戸以前の諸芸人は、定住の民を訪ね神の芸能を提供していた。漂泊する民としての彼らは、定住共同体一村の狭間の空間こそが生きる場であった。中世においてこのような狭間の空間の内に、定住の民の支配原理—有縁とは異なる原理—無縁の場所が醸成される事は、アジール論として展開されている⁷⁾。乞胸は江戸において設

*京都大学農学部林学科

けられた身分であるし、非人にも平安期からその名は見えるとはいえた江戸において厳格に身分的な規定を帯びたのであり、他の芸能を担った賤民たちも同様であったから、人格的な系譜が直接古代中世の賤視された漂泊民に連なるものであったかどうかは知るべくもない。しかし、江戸で大道芸を行っていた人々の社会的存在基盤は、古代中世以来のこの意味的世界観の延長上にあったと考えられる。この意味的世界において、漂泊する人々が神の来臨として定住する人々を訪れるることは、重要な働きを担っていたのである。中世、古代以来の遊行の芸人たちは江戸に至る時の流れの中で、一部の者はオープンスペースから劇場などの屋内へと芸の場を変更したといえ、賤視の対象であることは変わらなかつたし、多くの者は実質的な零落の道をたどりながらも大道を生活の場とし続けていたのであった⁸⁾。

江戸における厳格な身分制度に縁付けられた漂泊の民については、アジール的なものの制度への取り込みとして、多くの人々がすでに指摘している⁹⁾。彼らの空間が共同体間の交通や交換の場所であるという経済的な理由に加えて、聖たちの共同体への働きかけによって有縁の世界に対抗する強大な組織が形成されるという政治的な要因が背景にある。江戸という都市においては、〈無縁—漂泊〉の空間は政治的経済的なレベルでは無力化され、それ故無縁の空間が自立して現れることはなくなつたが、その一部であり有縁の世界にも必要とされた無縁の発する意味は残されたと考えられる。つまり、江戸においては身分制度を通じてきわめて厳格に社会的に位置づけられたといえ、彼らの家業が芸能であり物乞いであることに幕府は手をつけなかつた。すなわち幕府による制度化以前からの意味的世界における存在の根拠を、彼らは引き継いでいたと考えてよいだろう。幕府が身分制度を通して大道芸人を賤として組み込んだことは、彼ら芸能活動を行うものたちが有していた聖の部分、祝と呪を表し得る者としての性格を温存することを認めたことでもある。季節の移り変わり、あるいは江戸の町々に住む人々の吉弔を通じて、芸人たちが町の往還や広小路、橋詰、寺社境内を舞台に繰り広げた諸芸能は、祝事、忌事あるいは季節のうつろいなどを定住民の日常世界とは異なる世界へと繋ぎ続けたのである。

古代以来の定住と漂泊の空間的関係と、江戸において漂泊者の意味的な存在のみが残されたことから、江戸のオープンスペースの性格の一側面を規定してみよう。江戸という都市は、身分制度を基底的制度とし、制度的にも空間的にも、自己完結型の町を構成単位とするクラスター型の都市として現れていた。こうした都市の姿は、中世以前には分散していた定住者の諸共同体を緊密に接合する集住形態として捉えることができる。この様な都市においては、分散する諸共同体の狭間に成立し得た自立的なく無縁—漂泊〉の空間は消滅する。しかし、一方で漂泊者による芸能が江戸のオープンスペースを舞台に繰り広げられたことは、各房の狭間の空間であるオープンスペースが意味の領域ではなく無縁—漂泊〉の空間として保持されたことも示している。つまり、江戸の各町が物理的距離においては隣接しながらも、やはり自己完結した一共同体として存在する以上、各町を接合するオープンスペースは諸共同体の狭間の空間として自らを表すのである。江戸の支配制度と空間の強いつながりも、以上の点から意味的に説明される。江戸の支配制度と空間の関係を図式的に、

①：都市空間が町単位に分断され幕府へとそれぞれ別個に連なる支配系統（身分と居住地との紐帶を基本としたもの）

②：オープンスペースを生活の場にしていた人々の身分を通じて都市空間を横断して形成される支配系統（身分と居住地との紐帶では被いきれないもの）

とする区分は¹⁰⁾、意味の領域では、古代中世以来の〈定住—漂泊〉あるいは〈有縁—無縁〉に対応したものなのである。「江戸に

おける往還は以上の理由により、今日の道路とは大きく様相を異にしていた。往還はそれに面する町町によって維持管理されるべきものであり、往還上で起こった事件なども管理する町の属する支配系統により処理された。従って、武士地では辻番、町地では自身番、木戸番などがおかれ、万事支障のないように管理していた。これらの支配一警備方法の空間的な対応物が、辻番所、自身番屋、木戸番屋、木戸であり、あるいはこれらの維持管理費を捻出するための葭賣張、床店などであった。町地ではほぼ各町毎に、自身番屋、木戸番屋が規則的におかれ、町の境には木戸が設けられ、昼間は中央2間半を開き夜10時以降は左右のくぐり戸のみが番人の監視下で通行可能であった。中略 つまり、今日の道路の考え方からすれば、往還の中央2間半が実質的な道路幅ということになる。これさえも夜になれば締められた。例えるならば蓮根型の形態をしていた往還は、物流という点では全く失格だったであろう。町町が支配制度に対応し閉じることにより、往還はむしろ町々に附属した住居人共同の場として機能していた。」¹¹⁾ このように江戸のオープンスペースの空間形態は、町に附属する空間として自らを表していた。往還の木戸をくぐり、町に附属するオープンスペースで芸を披露して、再び木戸をくぐり町を去る江戸の大道芸人は、江戸以前の漂泊する大道芸人が村から村へと芸を提供して歩いたのと同様に、定住の民を訪ね神の芸能を提供するという意味的行為に従事していたのである。

幕府は、芸能をつかさどる彼らからアジール的な要素を剥奪し、社会秩序維持のために利用した。しかし、彼らの全体的な抹殺を計ったのではないことに注目してほしい。零落し、乞食同然の姿に身をやつしていたとしても、オープンスペースに生きた人々は、芸能と漂泊という自らの出自を意味のレベルでは確保していたのであり、オープンスペースは彼らの漂泊、そして芸能の空間一もはや自立は疎外され意味の領域においてのみではあったが—であり続けたのである¹²⁾。

3. 明治初期東京の意味的世界の変容

徳川幕府は、諸芸能にかけてきわめて緩い統制であたっていた。その統制も、身分制度からの逸脱を防ぐ目的のものがほとんどである。たとえば、見世物などの興行場所の限定はあったが、内容に関しては一貫した定めはなかつたし、芸人たちの華美な服装や身分にふさわしくないとされた派手な行動が規制されることはしばしばあったものの、これは身分制度の維持を計るための江戸時代の一貫した政策であった。これに対し、明治政府の芸能政策は大きくその様相を異にする。政府は見世物や芸能の内容の管理統制に乗り出し、その過程で多くの芸能が禁止される。明治政府の最初の芸能関係の布告は、性に関する事物の禁止を布告している。

西京東京は皇國之首府にして教化之根元ニ候へは假初にも非禮非義之情態有レ之候ては其弊普く御國內ニ及候事故、卑劣之儀は有レ之間敷笞之處、近來春畫打獵ケ間敷錦繪等ヲ賣買いたし候ものも有レ之哉ニ相聞、且又見世物と唱候類にも見苦敷招キ看板ヲ差出、如何敷躰ヲいたし、小昇觀物等之内にも男女之淫躰等も相見ヘ不埒之至に候。向後右様之卑劣之儀は致間敷、萬一右様之類賣買致し候もの於レ有レ之ては其品取上げ、糺之上當人は勿論名主五人組迄夫々咎可申付候條、心得違無レ之様可致候事。

右之通組々不レ洩様、早々可申通。

巳（明治2年）二月廿二日¹³⁾

次いで布告されるのは、障害者の見世物禁止である。

一、見世物興行之義者、禽獸或ハ諸芸を以而衆人之縱觀与可致笞ニ付、願出次第夫是取調之上差許し來候間、方今不具之もの等見世物ニ差し出候義無之笞候得とも、万一心得違を以而、不具ニ不拘縫而醜態ケ間敷觀物、決而不相成候、尤当府管内有籍

之ものにて不具難渋ニ迫り、生活之目途相付ケ兼候ハ、願出次第養育院江差入、扶助致可遣条、此旨可相心得事右之趣、市在区之無渉可触知候

明治六年六月廿九日 東京府知事 大久保一翁¹⁴⁾

性的なものや身体の障害は、江戸に至るまで神と接合する領域にあった。それが巫女が遊行の先で芸能を行った後、定住の民と枕を共にすることの意味であり、聖痕（スティグマ）とされた身体の障害をもつハンセン氏病患者や盲人などが、賤視されながらも聖性を帯びていた根拠だったのである。しかし、彼らは明治政府の前にすでにそのような存在ではなくなってしまった。梓巫女による祈祷は明治6年2月19日禁止され¹⁵⁾、万歳、節季候も禁止される。

甲第百五十一号 十二月十八日（明治9年）

府下從來之習慣ニテ、万歳又ハ厄払ヒセキゾロ杯ト唱ルモノ詮議之筋有之、自今禁止候条、此旨布達候事¹⁶⁾

以上のような芸能の禁止と同時に、政府、東京府による芸能の内容に関する管理統制が始まる。

第十五号

能狂言ヲ始メ音曲歌舞ノ類ハ、人心風俗ニ関係スル処不少候ニ付、左之通各管内営業之者共へ可相達事

壬申八月（明治5年）

教部省

一、能狂言以下演劇之類、

御歴代之皇上ヲ模擬シ、上ヲ襲浣シ奉リ候体之儀無之様、厚注意可致事

一、演劇之類、専ラ勸善懲惡ヲ主トスヘシ、淫風醜態ノ甚シキニ流レ、風俗ヲ敗リ候様ニテハ不相済候間、弊習ヲ洗除シ、漸ニ風化ノ一助ニ相成候様可心懸事

一、演劇其他右ニ類スル遊芸ヲ以テ渡世致シ候ヲ、制外者ト相唱へ候從來ノ弊風有之、不可然儀ニ候条、自今ハ身分相応行儀相慎ミ営業可致事¹⁷⁾

政府による芸能の内容に対する干渉は、神との交流であった芸能を、新たな意味的世界観に沿った人心風俗改造の手段として用いるものであった。ここに身分制度さえ脅かさなければ神の行事として各自身分、集団に任されていた芸能は、支配者が芸能内容を通して、直接一般の人々へと働きかけるものへと変質させられた。明治7年7月には、芸能内容の届出が布告され、場合によっては内務省が直接指示を出すことになる。

第十四号 東京府

音楽歌舞之事務、当省所轄ニ候得共、諸遊芸人共技芸上ニ就テノ諸願等ハ、自今其序ニ於テ処分可致、尤取締向等ニ関渉之事件ハ、当省へ伺之上可取計、此旨相達候事

但、本文諸遊芸人共へハ、従其府達方可取計事

明治七年七月八日 内務卿 大久保利通¹⁸⁾

さらに明治8年の俳優諸芸師結社例規によって、芸能を行うものは政府に認められた結社を立て税金を収め、それ以外のものは芸能を行うことが認められなくなる。恒常に、政府、東京府が芸能を管理、統制する体制が成立してゆく過程が理解されよう。

これらの芸能への政府の管理統制は、明治4年8月に布告された、えた非人身に対する賤民廃止令¹⁹⁾、それに続く乞胸身分の廃止（明治4年10月）²⁰⁾、盲人組織の廃止（明治4年11月）²¹⁾、香具師集団の廃止（明治5年6月）²²⁾、願人の廃止（明治6年8月）²³⁾をはじめとする賤民の諸身分を解体する相次ぐ布告、それによって非人、乞胸、願人、香具師たちの稼業が物貰いと同一視されてゆく過程と同時に進められ、大道芸人が漂泊者としての意味を有していた江戸とは異なり、東京においては労働力として授産されるべきものとして認識されてゆく²⁴⁾。

さて、政府の芸能へのこれらの干渉が、江戸の人々の世界観を大きく変更するものであったことは疑いない。しかし、東京の人々はこれらの変化を目立った抵抗を示さずに受け入れていったよう

である。明治7年以降の新聞からは、大道芸人が乞食一収容されるべき貧民として人々に認識され、あるいは新聞を通じてそのような認識が広められていったことが読み取れる。

兼て、乞食等は決して相成らぬといふお達しで有ましたが、女太夫や又俗にナガシと唱る者、其外、太神樂、角兵衛獅子、紅勘、カッポレなどは、皆芸を売り歩行者なれば芸人では有りますが、其内、女太夫は軒に立って一錢、二錢を乞ひ歩行けば乞食同様。其外の物は人の望みに随って芸を売る者なれども、畠を離れての営業ゆゑ、まだ税金の御沙汰にはなりませんが、税を出さずと有って見れば、矢張乞食に等しき物では有りませんか。又、老人の妻子もなく身寄もなき者、拠どころなく乞食するもありますが、お手数では有ますれど、区長さんや又巡查さん方、夫々お糺しなされて、若い者は職業に着、老人にて身寄のなき者はどうとかお諭しなされたら、大きに宜い事でござりましゃう。²⁵⁾

辻講釈や、天と宇店、どっこいへ、ハヂケ豆、総て是迄制限を犯して道路往来の妨害を為す類の商人は、何處へ歎其場所を定められて、勝手次第矢鱈に辻々へ陣取る事はならぬ様に成ると申す噂。²⁶⁾

色々なる絞り染めの小切れを付し網笠を冠りし女太夫が三味線を抱え市中をチャガヘ弾き歩いて祝儀をもらひます。新年の鳥追ひとかいふものが本年は何の訳やら笠を冠らず素顔もあれば手拭ひを頭へのせたものもありますが、市中をひきあるくは例年にかはらず、これらも万歳、厄払い、節季候同様、御廻止に願ひたいもんだと或る老人より左の三廻の歌を添えて贈寄されました。²⁷⁾

これらの記事からはいくつも興味深い点が窺われる。たとえば、網笠を被り顔を隠すことは人であることを隠す神の仮装であったのだから、女太夫が政府の禁令の前に網笠を脱いだ事は、神性の放棄として捉えられるだろう。また、税金、差配人、区長、巡查などに触れる部分からは、税を払うことにより道路管理、治安管理等の公共サービスを行政、警察等の公共機関から受け入れることをすでに当然の関係として受け入れている人々の姿が窺われる。あるいは、貫通型空間の導入に当たって政府が床店、葭賣張の撤去の布告に採用した道路往来の妨害という考え方も受け入れられている。床店が撤去された後の両国広小路を、「久保町両國橋裏向等ハ別シテ雜踏ノ場所ナルヲ、心地ヨキ程清潔ニナレリ」²⁸⁾とする新聞の記事からは、道路上からの見世物小屋や床店の撤去の布告、実施が、オープンスペースにおける芸能活動の衰退に重大な役割を果たしたことを探ることができる²⁹⁾。

4. 新たな聖としての天皇

人々が親しんだ意味的世界を10年ほどの短い期間でさほどの抵抗もなく捨て去り、新たなそれを受容し得た背景には、新しく導入された社会的制度、特に公共の登場があるだろう。江戸においては各町が果たしていた社会的役割は、ほぼ東京府、警視庁などの公共機関に肩代りされることになった。また、諸車の爆発的な増加とそれに伴う街路形態の変化という機能的な側面も、この過程を支える要素であつただろう。分節型の空間では充分に確保されていた大道芸のための舞台は、流通、巡遊のための貫通型空間においては排除されざるを得なかった。しかし、これら制度のあるいは機能的な変容は、意味的世界観の変化の背景ではあっても意味の領域そのものを指しているわけではない。ここでは、さきに引用した芸能内容統制布告に「御歴代之皇上ヲ模擬シ、上ヲ襲浣シ奉リ候体之儀無之様、厚注意可致事」とあるように、東京に現れる新たな意味的世界に、少なからぬ影響を与えたであろう宗教的存在としての天皇の登場と道路との関係を若干示しておく。

明治以前はほとんど京都の宮中から出ることはなかった天皇は、

明治元年の東幸以来東京に座所を移し、東京の人々の前にその姿を現わす。江戸の往還を区切っていた木戸や番屋は天皇の登場に備え、明治元年9月に取り払われ³⁰⁾、貫通型空間となった道路を天皇の行列が通り抜けた。明治元年の天皇東幸を描いた錦絵には、遠くから天皇の行列を立ったまま見ている人々が描かれている。この時人々が見たものは、天皇という見慣れぬ政治的宗教的な支配者であるとともに、初めて見る貫通型空間としての道路でもあつたろう。天皇の市内行幸にあたり、沿道住民は土下座して迎えるようにと明治元年から3年まで布告されるが³¹⁾、明治6年以降の布告では、立札に切り替えられた³²⁾。また、明治6年に立てられた明治7年の東京府の予算によれば、「行幸ノ節道路修繕」費として10,560円が計上されている³³⁾。総予算253,769円 88銭6厘の4%以上が天皇の道路のために用いられた。また、明治6年9月には行幸の際の道路（道筋）も決定された³⁴⁾。少しばかり時代が下がるが、明治22年に策定された東京市区改正について、その根幹ともいえる基幹道路の策定にあたり、政治、経済的な用途とともに天皇の移動を勘案したものであったと、藤森（1982）は分析している³⁵⁾。そこでは、基幹道路の機能的な分析から「官の道」「商の道」と共に「皇の道」が抽出されている。意味の領域における聖性の変化と空間形態の変化との相互関係はさらに検証され

注

- 1) 拙稿(1992)：明治期の公園誕生に関する考察：都市計画学術論文集27, 37-42
- 2) 拙稿(1993)：都市オープンスペースの居住人の動きを通してみた明治初期公園の位置づけ：造園雑誌56(5), 31-36
- 3) 拙稿(1994)：江戸から東京への社会的諸制度の変化と都市オープンスペースの形態的変化に関する考察：ランドスケープ研究58(1), 65-75
- 4) 拙稿(1994)：江戸から東京への貧民収容の制度的变化と都市オープンスペースの変化に関する考察：造園雑誌57(5), 55-60
- 5) 注3) 論文を参照
- 6) 乞胸頭家傳 谷川健一編集(1971)：日本庶民生活史料集成 第14巻 部落：三一書房, 489 所収
- 7) 例えば、赤坂憲雄(1985)：異人論序説：砂子書房、ちくま学芸文庫版, 037
- 8) これら古代の賤民が中世を通して上下関係の差別へと転位してゆく過程に、菅孝行は、第一に賤民制の政治的強化、第二に賤民の地位の実体的下落による賤視の深化、第三に仏教思想の浸透による相対的貴賤観・良民觀から、絶対的淨穢觀への社会觀の変貌、をあげている。「以上が相俟って、古代から近世へ、差別は、その構造実体を変化させつつ、より強固で苛烈な差別社会が

- 形成されてゆくことになるのである。」
- 菅孝行(1984)：賤民文化と天皇制：明石書店, 184
- 9) 前掲：異人論序説：054
 - 10) 注3) 論文, 69
 - 11) 注1) 論文, 38
 - 12) 江戸のオープンスペースをめぐる以上の考察から、近年展開されることの多い江戸の異界論は批判されねばならない。というのも、それら異界論のほとんどは、浅草や両国などの盛り場が江戸という都市の周辺部にあることの意味を問うことで、意味的な境界性一時間的、空間的異界を強調する。これらの指摘が全面的に誤っているとは考えないが、江戸においてはオープンスペース全体が漂泊者たちの活躍する異界的な性格を有していたのである。
 - 13) 明治二年東京府布達類：東京市史稿市街篇50, 476
 - 14) 部落解放研究所(1986)：史料集 明治初期被差別部落：解放出版社, 420
 - 15) 乾部布令留：東京市史稿市街篇54, 118
 - 16) 東京府布達全書 前掲：史料集 明治初期被差別部落, 648
 - 17) 教部省御用留 明治五年自六月至一ヶ月、同上書, 327
 - 18) 法令類纂六三、同上書, 512
 - 19) 太政官日誌：東京市史稿市街篇52, 165
 - 20) 順立帳 明治四年一九 前掲：史料集
 - 明治初期被差別部落, 280
 - 21) 記事類纂：東京市史稿市街篇52, 586
 - 22) 記事類纂 前掲：史料集 明治初期被差別部落, 309
 - 23) 御達留 同上書, 416
 - 24) 注4) 論文を参照
 - 25) 読売新聞 明治8年6月18日 倉田喜弘(1980)：明治の演芸(1)：国立劇場芸能調査室, 148
 - 26) 郵便報知 明治9年6月16日、同上書, 156
 - 27) 東京曙 明治10年1月10日、同上書, 163 その他 125, 162, 165, 175 も同主旨の記事がある
 - 28) 新聞雑誌七十 明治5年11月：東京市史稿市街篇53, 731
 - 29) 古河三樹(1982)：図説 庶民芸能一江戸の見世物：雄山閣, 293 にも同様の説明がある。
 - 30) 斎藤月岑、金子光晴校訂(1968)：増訂 武江年表2：平凡社、東洋文庫118 223, 府治類纂：東京市史稿市街篇50, 90
 - 31) 府治類纂：東京市史稿市街篇50, 91
 - 32) 法令全書：東京市史稿市街篇54, 392, 明治七年 乾部布告留：東京市史稿市街篇56 : 276
 - 33) 記事類纂：東京市史稿市街篇55, 701
 - 34) 法令全書：東京市史稿市街篇55, 366
 - 35) 藤森照信(1990)：明治の東京計画：岩波書店、文庫版, 145

Summary : The purpose of this article is to study the relationship between changes in the semantic world and in the spatial form of the urban open space. Since the Edo society consisted of Machi units institutionally and spatially, the urban open space manifested itself as the aperture of those units. That space was the stage for the street performers who presented religious plays. Semantically, it is possible to observe the relationship between the settled people and drifting one. Meiji government prohibited or controlled performances on the street. Accompanying with institutional and spacial changes, these policies altered the semantic world of Edo.

る必要があるが、ここでは、江戸の分節型空間に聖を表す大道芸人を迎えた人々は、東京の貫通型空間にあらたな聖を表す天皇を見たと考えておきたい。

5.まとめ

本論の考察の結果をまとめると、次の3点になる。

- ①明治初期東京における大道芸能の禁止、統制による大道芸人たちの意味的世界での存在根拠の喪失は、〈漂泊-無縁〉の舞台であった江戸のオープンスペースの排除、消滅としても現れた。
- ②これは、定住の諸共同体の集合体としてのクラスター型都市の解体と、諸共同体が解体され、公共が登場してくるという現象の上に展開されるネットワーク型都市の成立として捉えられる。諸共同体が解体されることによって、共同体の境界に成立していた狭間という空間—オープンスペースが消滅し、公共という無差異を体现し伝播する空間装置としてのオープンスペースが成立する。
- ③意味的には、古代以来の世界構造の究極的な圧縮形態としての江戸の破壊の上に、東京において明治以前にはみられない新たな世界構造が誕生するのである。